

年金支給開始年齢未満で退職される皆さまへ

退職後住所が変わったら届出をお願いします

共済組合では、退職後すぐに年金受給者とならない方(年金待機者といいますが、退職後において年金を受給できる年齢になられましたら、ご自宅へ年金請求書の事前送付をさせていただきます。年金請求を行っていただくようご案内させていただきます。

この案内は、退職時における住所(退職時に提出していただきます届出書類等に記載のある住所)へ送付させていただきますこととなりますので、退職後において転居等で住所が変更とされた場合には、送付することができなくなります。

このため退職後住所が変更となる場合には、共済組合まで連絡をいただきますようお願いいたします。

住所変更の届出がないと、ご自宅に年金請求についての案内をさせていただくことができませんので、退職後すぐに年金受給者とならない方で、住所が変更となった場合には、共済組合への届出を行っていただきますようお願いいたします。

共済年金の請求書は、最終の勤務先へ所属所へ提出してください

退職後に、支給開始年齢に到達され共済年金の請求を行う場合は、公務員として勤務された最終の市町村役場等に提出(郵送でもかまいません)していただくこととなります。

年金請求に必要となります書類等は、個人個人によって異なりますので、年金請求にあたり、不明な場合には共済組合または所属所共済事務担当課までお問い合わせください。

年金の概算額を計算することができます

全国市町村職員共済組合連合会のホームページでは、生年月日と組合員期間、現在の給料月額を入力することで、退職共済年金の概算額を計算することができますので、年金試算を希望される場合には、ご利用ください。

(ただし、あくまでも試算であつて、年金額を保証するものではありません。また、法律改正によって年金額が変動する場合があります。)

計算ページが表示されます



◆年金自動計算シミュレーション

あなたが入力する現在の給与月額から加入期間中の現時点における平均給料月額等を予測して、年金額を計算します。

以下の内容に同意してからご利用ください。
なお、あなたの実際の平均給料月額等を使用して計算したものではありませんので、ご注意ください。

- この年金試算シミュレーションは、おおよその年金額を簡易に試算するものであり、本来の年金額とは異なります。
- この年金試算シミュレーションは、現在の給与月額を基準として現時点における年金額の試算を行いますので、年齢の若い方は実際の年金額と大きく異なることがありますのでご注意ください。
- 期間が複数になる場合及び昭和61年3月31日以前に退職されている方は、この年金試算シミュレーションでの試算ができません。『年金額試算依頼書』で、あなたが所属している(いた)共済組合までご確認ください。
- 二重しくはごめい
- 退職共済年金の受給要件は、原則、組合員期間等が25年以上必要となります。

退職共済年金の試算には、下記の項目が必要となりますので入力してください。

生年月日
昭和 年 月 日

組合員期間を計算します
就職(共済組合加入)年月日を入力してください
昭和 年 月 日

退いて退職(予定)年月日を入力してください
平成 年 月 日

組合員期間算出

あなたの組合員期間は 年 月 月です

計算の基礎となる平均給料月額及び平均給与月額を算出します。

平均給料月額とは、平成15年3月31日以前の組合員期間にかかる毎月の給料(基本給)の平均額のことです。平均給与月額とは、平成15年4月1日以後の組合員期間にかかる毎月の給料及び期末手当の1月あたりの平均額のことをいいます。

年金額の試算にはこの2つが必要となりますので、この金額を簡易に計算します。

現在の給料月額(既に退職された方は退職時の給料月額)と平均給料月額及び平均給与月額を入力してください

現在の給料月額 ^{※1}	平均給料月額の算出 用係率 ^{※2}	=	平均給料月額
円	× 0.80		円
平均給与月額	平均給与月額の算出 用係率 ^{※2}	=	平均給与月額
円	× 1.50		円

※1 現在の給料月額は給与手厚のついていない基本給の額を入力してください。
※2 現在の給料月額に対する平均給料月額及び現在の給料月額に対する平均給与月額の比率については、組合員期間の長短と給料月額の異同で、個人差が発生します。概ね下記の範囲内となり、入力する倍率の数字が大きいほど、試算結果の金額は高くなります。

平均給料月額 = 現在の給料月額の0.75～0.85倍
平均給与月額 = 現在の給料月額の1.4～1.55倍

なお、一般組合員の平均としての目安は、
平均給料月額 = 現在の給料月額の0.80倍
平均給与月額 = 現在の給料月額の1.50倍
となります。



●ホームページ⇒<http://www.shichousonren.or.jp/>